

## 2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権 統一規則

※下線部：変更箇所

2025年規則	現行規則
<p>総 則</p> <p><u>2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、2025年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エントラント）に対する2つの選手権から成る。</u></p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2条 一般的合意事項</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. <u>競技会に関係するすべての者（競技役員、参加者、ドライバーおよびチームクルー等）は、秩序ある行動をとること。他者に不快感や屈辱を与えると合理的に予想される脅迫的、敵対的、攻撃的な行為は厳に慎まなければならない。当該行為が確認された場合、国内競技規則11に拠る罰則の対象となる。</u></p> <p>第3条 競技参加者の遵守事項</p> <p>1. ～5. （略）</p> <p><del>6. 競技競技参加者、ドライバー、チームクルーは、常に規則の遵守と安全の確保に留意しなければならない。競技長の指示には速やかに従わなければならない。</del></p>	<p>総 則</p> <p><u>2024年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、2024年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エントラント）に対する2つの選手権から成る。</u></p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2条 一般的合意事項</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. <u>参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動をとること。そして、相互に、または、競技役員に対して、攻撃的、または、侮辱的な言動を行うことは厳に慎まなければならない。これに違反した場合、競技会審査委員会は訓戒～出場停止（失格）の罰則を課す場合がある。</u></p> <p>第3条 競技参加者の遵守事項</p> <p>1. ～5. （略）</p> <p>6. 競技競技参加者、ドライバー、チームクルーは、常に規則の遵守と安全の確保に留意しなければならない。競技長の指示には速やかに従わなければならない。</p>

第4条 競技許可証（ライセンス）

1. (略)
2. 1) (略)  
2) 2024年のF I A - F 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。
3. (略)

第5条 1. 1) ~ 2) (3) (略)

- (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。
- ・ 2025年の本選手権の全戦の出場停止処分。
  - ・ 2025年の本選手権のポイントの剥奪。
  - ・ 2026年の本選手権の公式登録の拒否。
2. ~ 3. (略)

第6条 参加車両

1. 2025年J A F国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ（S F L）車両規定に適合した車両およびJ A Fが特に認めた車両とする。  
車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。
2. (略)
3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2025年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離（レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離）を指すものとする。
4. ~ 9. (略)

第7条~第12条 (略)

第4条 競技許可証（ライセンス）

1. (略)
2. 1) (略)  
2) 2023年のF I A - F 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。
3. (略)

第5条 1. 1) ~ 2) (3) (略)

- (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。
- ・ 2024年の本選手権の全戦の出場停止処分。
  - ・ 2024年の本選手権のポイントの剥奪。
  - ・ 2025年の本選手権の公式登録の拒否。
2. ~ 3. (略)

第6条 参加車両

1. 2024年J A F国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ（S F L）車両規定に適合した車両およびJ A Fが特に認めた車両とする。  
車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。
2. (略)
3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2024年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離（レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離）を指すものとする。
4. ~ 9. (略)

第7条~第12条 (略)

第13条 公式登録および参加申込

1. ～ 3. (略)
4. 競技会組織委員会は、国内競技規則4-19に基づき参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告すること。
5. ～ 7. (略)

第14条 競技参加者に対する指示および通知

1. (略)
2. レースの順位および公式予選の結果、その他競技参加者に関する公報は、競技会特別規則に示された場所に設けられている公式通知掲示板に公表する。
3. 競技会審査委員会、競技会技術委員会、競技長、組織委員会、競技会事務局等の決定事項または通知、あるいは競技参加者に関する特別事項も書面をもって競技参加者に伝達される。
4. 上記2および3項に関する通知を電子的に対応する場合、オーガナイザーはその詳細について予め特別規則等にて参加者に周知しておくこと。この場合、オーガナイザーは通信環境やシステムに不具合が生じないよう留意すること。

第15条 (略)

第16条 罰則

1. (略)
2. 競技参加者は、罰金が課せられた場合には、その支払い義務を有する。
3. 本規則の解釈ならびに本規則に明記されていない罰則の選択は、競技会審査委員会における出席者の多数決によって決定される。
4. 罰則は競技会審査委員会によって決定され、書面をもって競技参加者に対し迅速に通知される。これを電子的に対応する場合、オーガナイザ

第13条 公式登録および参加申込

1. ～ 3. (略)
4. 競技会組織委員会は、国内競技規則4-19により競技参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。
5. ～ 7. (略)

第14条 競参加者に対する指示および通知

1. (略)
2. レースの順位および公式予選の結果、その他競技参加者に関する公報は、競技会特別規則に示された場所に設けられている公式通知掲示板に公表する。
3. 競技会審査委員会、競技会技術委員会、競技長、組織委員会、競技会事務局等の決定事項または通知、あるいは競技参加者に関する特別事項も書面をもって競技参加者に伝達される。

第15条 (略)

第16条 罰則

1. (略)
2. 競技参加者は、罰金が課せられた場合には、その支払い義務を有する。
3. 本規則の解釈ならびに本規則に明記されていない罰則の選択は、競技会審査委員会における出席者の多数決によって決定される。
4. 罰則は競技会審査委員会によって決定され、書面をもって競技参加者に対し迅速に通知される。

一はその詳細について予め特別規則等にて参加者に周知しておくこと。  
この場合、オーガナイザーは通信環境やシステムに不具合が生じないよう留意すること。

5. ～12. (略)

第17条～第18条 (略)

第19条 ドライバーの遵守事項

1. ～6. (略)

7. ドライバーが自己の意志に反して、またその他の理由により、やむを得ず車両を停止する場合には、当該車両をできるだけ速やかにトラックから移動して、他の車両の支障とならないように配慮しなければならない。ドライバー自身がその車両を危険となるような場所から移動できない場合、当該車両のエンジンが稼動中であっても、コース委員はこれを移動できる。この場合、ドライバー自身で違反なくレースに復帰したときには失格とはならない。また、ピットレーン上でやむを得ず車両を停止した場合、競技役員の許可を得て、本規則第21条1で規定された最大4名によって自己の作業エリアへこれを移動でき、失格とはならない。

8. ～9. (略)

第20条～第30条 (略)

第31条 スタート手順

1. ～3. (略)

4. スタートの進行は、5分前、3分前、1分前、および15秒前を表示したボード（またはシグナル）により表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。

1) ～3) (略)

4) 15秒前ボード（またはシグナル）：

このボード（またはシグナル）の15秒後、グリッド前方で緑旗が

5. ～12. (略)

第17条～第18条 (略)

第19条 ドライバーの遵守事項

1. ～6. (略)

7. ドライバーが自己の意志に反して、またその他の理由により、やむを得ず車両を停止する場合には、当該車両をできるだけ速やかにトラックから移動して、他の車両の支障とならないように配慮しなければならない。ドライバー自身がその車両を危険となるような場所から移動できない場合、当該車両のエンジンが稼動中であっても、コース委員はこれを移動できる。この場合、ドライバー自身で違反なくレースに復帰したときには失格とはならない

8. ～9. (略)

第20条～第30条 (略)

第31条 スタート手順

1. ～3. (略)

4. スタートの進行は、5分前、3分前、1分前、および15秒前を表示したボード（またはシグナル）により表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。

1) ～3) (略)

4) 15秒前ボード（またはシグナル）：

このボード（またはシグナル）の15秒後、グリッド前方で緑旗が

振られ（グリーンライト）、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。グリッドを離れる際、すべてのドライバーは、スタートラインを通過するまで車両速度リミッターを作動させ、ピットレーンの速度制限（最高60km/h）を順守しなければならない。

このラップにおいて、スタート練習は禁止され、また隊列は可能な限り整然と保たなければならない。競技長は安全上の理由から、このラップを2周以上行うことが認められる。その場合、追加の周回数は規定の周回数から減算される。

5. ～9. (略)

10. 車両がスターティンググリッドに戻ったら、夫々のグリッドにエンジンをかけたまま停車する。各車両の競技番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が停止したら直ちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターはレッドライト5秒前ボード（またはシグナル）を表示する。当該ボード（またはシグナル）表示5秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめてレッドライトを点灯する。

通常、レッドライト点灯後、2秒以上3秒以内にレッドライトが消灯してレースがスタートする。（並列5灯式のスタート信号灯[FIA Race weekend light procedure で使用される信号灯等]を使用する場合のスタート灯火信号オペレーションは、別途定める。）

グリッドに停止した車両は、レッドライト点灯後はレッドライト消灯まで静止状態を保たなければならない。

11. ～19. (略)

20. このスタート手順に特例が認められるのは、下記の場合に限られる。

- 1) 5分前のボード（またはシグナル）が表示されてからレッドライトが点灯するまでの間に雨が降りだした場合はスタートラインで

振られ（グリーンライト）、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。グリッドを離れる際、すべてのドライバーは、スタートラインを通過するまで車両速度リミッターを作動させ、ピットレーンの速度制限（最高60km/h）を順守しなければならない。

このラップにおいて、スタート練習は禁止され、また隊列は可能な限り整然と保たなければならない。

5. ～9. (略)

10. 車両がスターティンググリッドに戻ったら、夫々のグリッドにエンジンをかけたまま停車する。各車両の競技番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が停止したら直ちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターはレッドライト5秒前ボード（またはシグナル）を表示する。当該ボード（またはシグナル）表示5秒後にスターターはグリッドの静止状態を確かめてレッドライトを点灯する。

通常、レッドライト点灯後、2秒以上3秒以内にレッドライトが消灯してレースがスタートする。（並列5灯式のスタート信号灯[FIA Race weekend light procedure で使用される信号灯等]を使用する場合のスタート灯火信号オペレーションは、別途定める。）

11. ～19. (略)

20. このスタート手順に特例が認められるのは、下記の場合に限られる。

- 1) 5分前のボード（またはシグナル）が表示されてからレッドライトが点灯するまでの間に雨が降りだした場合はスタートラインで

“START DELAYED” ボードおよび“10分” ボードが表示され、スタート手順は10分前の時点から再開される。もし必要であれば、上記13項に定められた手順が認められる。

2) (略)

21. (略)

第32条～第33条 (略)

#### 第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

##### 1. レースの中断

1) 中断の合図提示後は、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。

その後、全車は赤旗ラインの後方にゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらず一列で停止しなければならない。その後、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順にスタガードフォーメーションに配列されるものとする。

コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。

この場合、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、競技会審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。

上記の全ての車両は、レースを再開することを許可される。

“START DELAYED” ボードおよび“10分” ボードが表示され、スタート手順は10分前の時点から再開される。もし必要であれば、上記10.項に定められた手順が認められる。

2) (略)

21. (略)

第32条～第33条 (略)

#### 第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

##### 1. レースの中断

1) 中断の合図提示後は、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。

その後、全車は赤旗ラインの後方にゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらず一列で停止しなければならない。その後、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順にスタガードフォーメーションに配列されるものとする。

コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻るができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。

この場合、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、競技会審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。

上記の全ての車両は、レースを再開することを許可される。

セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。その後、オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。天候または不可抗力により、関係者及び競技車両がグリッド上に留まることが危険であると競技長が判断した場合は、自己のガレージへ車両を移動することが認められる。

その際、車両に対して許可される作業はグリッド上と同じである。競技の再開が判断され次第、ガレージへ移動する前の状態に戻してから本規則の手順が再開される。

2) (略)

第35条～第39条 (略)

以上

セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。その後、オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。

2) (略)

第35条～第39条 (略)

以上